

七戸町農業委員会では 農地利用最適化推進委員を募集します！

農地利用の最適化の推進に熱意と識見のある方を募集します。

応募は、自薦・他薦を問いませんので、以下の募集要項をお読みになり、ふるってご応募ください。

七戸町農業委員会 農地利用最適化推進委員 募集要項																					
募集対象者	<p>募集対象者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を適切に行うことができる方です。</p> <p>ただし、次に該当する方には資格がありません。</p> <p>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの方、執行を受けなくなるまでの方</p>																				
定数	7人																				
推薦及び応募方法	<p>自薦または他薦のいずれでもかまいません。</p> <p>他薦の場合は、地区推薦または農業者が組織する団体等の推薦を得る必要があります。</p> <p>他薦のうち地区推薦の場合には、農業者等3人以上の連名による推薦となります。</p> <p>※「農業者が組織する団体等」とは、七戸町において農業者等で組織する団体で規約または定款があり代表者が定められた団体をいいます。</p> <p>※町役場内農業委員会事務局備え付けの所定の様式にご記入の上、持参または郵送により、下欄の申込先に提出してください。</p>																				
応募受付期間	<p>令和5年3月1日(水)～令和5年3月31日(金) 必着</p> <p>・持参の場合は、3月31日午後5時まで提出してください。</p> <p>・郵送の場合は、3月31日の消印まで有効です。</p> <p>※申込状況により募集期間を延長する場合があります。その場合はホームページで公表します。</p> <p>※受付は、土・日・祝日は除きます。</p> <p>(応募の状況は3月中旬頃、七戸町ホームページで公表します。)</p>																				
委嘱	<p>当推進委員は七戸町農業委員会が委嘱します。委嘱にあたっては、委員会総会にて応募者の中から候補者を選考します。</p> <p>委嘱は、法令の規定を準用して次のように行います。</p> <p>① 町内の担当区域と区域ごとの人数を下表のとおり定めて委嘱します。</p> <table border="1" data-bbox="422 1433 1356 1612"> <thead> <tr> <th>担当区域</th> <th>委嘱人数</th> <th>担当区域</th> <th>委嘱人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天間地区1(1班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区1(5班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区2(2班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区2(6班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区3(3班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区3(7班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区4(4班)</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※区域図はホームページ又は農業委員会でご確認ください</p> <p>② 農業委員会の委員との兼務はできません。</p>	担当区域	委嘱人数	担当区域	委嘱人数	天間地区1(1班)	1人	七戸地区1(5班)	1人	天間地区2(2班)	1人	七戸地区2(6班)	1人	天間地区3(3班)	1人	七戸地区3(7班)	1人	天間地区4(4班)	1人		
担当区域	委嘱人数	担当区域	委嘱人数																		
天間地区1(1班)	1人	七戸地区1(5班)	1人																		
天間地区2(2班)	1人	七戸地区2(6班)	1人																		
天間地区3(3班)	1人	七戸地区3(7班)	1人																		
天間地区4(4班)	1人																				
主な活動	<p>担当する区域において、農業委員会の委員と連携し次のような活動に従事していただきます。</p> <p>① 農地の権利移動等に係る申請地の現地確認</p> <p>② 遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロール</p> <p>③ 農業者の意向確認などの調査員活動</p> <p>④ 農地中間管理機構と連携した農地の出し手・受け手の掘り起こし活動</p> <p>⑤ その他農業委員会が必要とする活動</p>																				
任期	令和5年7月～令和8年7月																				
報酬	<p>月額10,600円</p> <p>現地調査・会議出席等の際には町条例に基づき交通費等が支給されます。</p>																				
問い合わせ先	<p>〒039-2792 七戸町字森ノ上131番地4</p> <p>七戸町役場 農業委員会事務局</p> <p>☎0176-68-2967 直通</p>																				